

第十四章 電子商取引

第十四・一条 定義

この章の規定の適用上、

「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

「対象者」（注）とは、次のものをいう。

注 オーストラリアについては、対象者には、信用調査機関を含まない。

- (a) 第九・一条（定義）に定義する対象投資財産
- (b) 第九・一条（定義）に定義する締約国の投資家（ただし、金融機関に対する投資家を含まない。）
- (c) 第十・一条（定義）に定義する締約国のサービス提供者

ただし、第十一・一条（定義）に定義する締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者を含まない。

「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のも

暫定仮訳

（平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの）

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

のであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができるものをいう（注1、注2）。

注1 デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

注2 デジタル・プロダクトの定義については、電子的な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての締約国の見解を反映するものと解されるべきではない。

「電子認証」とは、電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

「電子的な送信」又は「電子的に送信される」とは、電磁的手段（光通信による手段を含む。）を用いて行われる送信をいう。

「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であつて、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、インターネット接続サービスの提供者を通じ、又は

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

他の電気通信サービスを通じ各締約国の法令に定める範囲内で、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティングの目的で電子的なアドレスに送られる電子メッセージをいう。

第十四・二条 適用範囲及び一般規定

- 1 締約国は、電子商取引によつて経済的な成長及び機会がもたらされることを認め、また、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認める。
- 2 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。
- 3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (a) 政府調達
- (b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関する措置を含む。）
- 4 電子的に納入され、又は遂行されるサービスの提供に影響を及ぼす措置は、第九章（投資）、第十章

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(国境を越えるサービスの貿易) 及び第十一章(金融サービス)の関連する規定に含まれる義務(この協定に定める例外又は適合しない措置であつて、当該義務について適用されるものを含む。)に従う。

5 第十四・四条(デジタル・プロダクトの無差別待遇)、第十四・十一条(情報の電子的手段による国境を越える移転)、第十四・十三条(コンピュータ関連設備の設置)及び第十四・十七条(ソース・コード)の規定に含まれる義務については、

(a) 第九章(投資)、第十章(国境を越えるサービスの貿易)及び第十一章(金融サービス)の関連する

規定並びにこれらの章の例外及び適合しない措置に関する規定を適用する。

(b) この協定の他の関連する規定と併せて解釈される。

6 第十四・四条(デジタル・プロダクトの無差別待遇)、第十四・十一条(情報の電子的手段による国境を越える移転)及び第十四・十三条(コンピュータ関連設備の設置)の規定に含まれる義務は、第九・十二条(適合しない措置)、第十・七条(適合しない措置)又は第十一・十条(適合しない措置)の規定に従つて採用され、又は維持される措置の適合しない点については、適用しない。

第十四・三条 関税

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

1 いづれの締約国も、締約国の者と他の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に對して関税を課してはならない。

2 1の規定は、締約国が電子的に送信されるコンテンツに對して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

第十四・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 いづれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなつたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（注）。

注 非締約国のデジタル・プロダクトは、同種のデジタル・プロダクトである限りにおいて、この1の規定の適用上、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2 1の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 3 締約国は、締約国によつて交付される補助金又は行われる贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、この条の規定を適用しないことを了解する。
- 4 この条の規定は、放送については、適用しない。

第十四・五条 国内の電子的な取引の枠組み

- 1 各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであつて、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法又は二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約の原則に適合するものを維持する。

- 2 各締約国は、次のことを行うよう努める。

- (a) 電子的な取引に対する不必要的規制の負担を回避すること。
- (b) 電子的な取引のための自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすること。

第十四・六条 電子認証及び電子署名

- 1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

2 いずれの締約国も、次のような電子認証に関する措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な認証の方式を相互に決定することを禁止する措置

(b) 電子的な取引の当事者がその取引について認証に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又

は行政当局に対して証明する機会を与えることを妨げる措置

3 締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の取引について、認証の方式が特定の実施基準を満たすこと

又は自国の法令に従つて認定された当局によつて認証されることを要求することができる。

4 締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する。

第十四・七条 オンラインの消費者の保護

1 締約国は、消費者が電子商取引を行う場合において、当該消費者を第十六・六条（消費者の保護）2に規定する詐欺的又は欺まん的な商業活動から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認める。

2 各締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

3 締約国は、消費者の福祉を向上させるため、それぞれの国における消費者を保護する機関又は国境を越える電子商取引に関する活動に関するその他の関係機関との間における協力の重要性を認める。このため、締約国は、第十六・六条（消費者の保護）5及び6の規定に基づいて求められる協力には、オンラインの商業活動に関する協力を含むことを確認する。

第十四・八条 個人情報の保護（注）

注 ブルネイ・ダルサラーム国及びベトナムは、電子商取引の利用者の個人情報の保護を定める自国の法的枠組みを実施する前にこの条の規定を適用することを要求されない。

1 締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びに利用者の個人情報を保護することが電子商取引における消費者の信頼を向上させるために貢献していることを認め る。

2 各締約国は、この目的のため、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである（注）。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

注 締約国は、プライバシー又は個人情報を保護する包括的な法律、プライバシーについての分野別の法律、プライバシーに関する企業の自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この2に規定する義務を履行することができる。

3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、

差別的でない慣行を採用するよう努める。

4 各締約国は、電子商取引の利用者に対して提供する締約国による個人情報の保護に関する情報を公表すべきである。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

(a) 個人が救済を得ることができる方法

(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5 各締約国は、個人情報を保護するために締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認め、このような異なる制度の間の一貫性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。当該仕組みには、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、締約国は、その管轄内で適用される当該仕組みに関する情

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

報を交換するよう努め、及び当該仕組みその他の締約国間で一貫性を促進するための適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第十四・九条 貿易に係る文書の電子化

各締約国は、次のことを行うよう努める。

- (a) 貿易実務に係る文書について、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとすること。
- (b) 電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理すること。

第十四・十条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則

締約国は、適用可能な政策及び法令に従うことを条件として、自国の領域の消費者が次のことを行うことができる利益を認める。

- (a) ネットワークの合理的な管理の範囲内で、インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用するること（注）。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

注 締約国は、加入者に対して特定のコンテンツを排他的に提供するインターネット接続サービスの提供者がこの(a)の原則に反して行動しているものではないことを認める。

(b)

当該消費者が選択する端末装置をインターネットに接続すること。ただし、当該装置がネットワークに損害を及ぼさないことを条件とする。

(c)

消費者向けのインターネット接続サービスの提供者によるネットワークの管理上の実務に関する情報にアクセスすること。

第十四・十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課すことができる

ことを認める。

2 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。

3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、(a)及び(b)の要件を満たすこと

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を条件とする。

(a) 慎意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

第十四・十二条 インターネットの相互接続料の分担

締約国は、国際的なインターネットの接続を求めるサービス提供者が商業的な原則に基づいて他の締約国のサービス提供者と交渉することができるることを認める。そのような交渉には、それぞれのサービス提供者の設備の設置、運営及び維持のための補償に関する交渉を含めることができる。

第十四・十三条 コンピュータ関連設備の設置

- 1 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課すことができることを認める。
- 2 いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b) 目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものではないこと。

第十四・十四条 要求されていない商業上の電子メッセージ（注）

注 ブルネイ・ダルサラーム国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する自国の法的枠組みを実施する日前にこの条の規定を適用することを要求されない。

1 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

(a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(b) 各締約国の法令によつて特定された方法により、受信者の商業上の電子メッセージを受信することへの同意を要求する措置

(c) 要求されていない商業上の電子メッセージについてその他の方により最小化することを可能にする措置

2 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1の規定に従つて採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対する措置について定める。

3 締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関する、相互に関心を有する適当な事例について協力するよう努める。

第十四・十五条 協力

締約国は、電子商取引の地球的規模の性質を認め、次のことを行うよう努める。

- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援するために協力すること。
- (b) 次の事項を含む電子商取引に関する規則、政策、実施及び遵守について、情報を交換し、及び経験を共有すること。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (i) 個人情報の保護
 - (ii) オンラインの消費者の保護（消費者の救済及び消費者の信頼の構築のための手段を含む。）
 - (iii) 要求されていない商業上の電子メッセージ
 - (iv) 電子的な通信の安全性
 - (v) 認証
 - (vi) 電子政府
 - (c) 締約国においてオンラインで提供される製品及びサービスへの消費者のアクセスに関して情報を交換し、及び意見を共有すること。
 - (d) 電子商取引の発展を促進するため地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。
 - (e) 民間部門が電子商取引を促進する自主的な規制の手法（行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。）を開発することを奨励すること。
- 第十四・十六条 サイバーセキュリティに係る事項に関する協力
締約国は、次のことの重要性を認識する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (a) コンピュータの安全性に係る事件への対応について責任を負う自国の機関の能力を構築すること。
- (b) 締約国の電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、及び軽減するため協力することを目的として、現行の協力の仕組みを利用すること。
- 第十四・十七条 ソース・コード
- 1 いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。
 - 2 この条の規定の適用上、1の規定の対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとし、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。
 - 3 この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。
 - (a) 商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該契約を履行すること。
 - (b) 締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるため、ソフトウェアのソー

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

ス・コードの修正を要求すること。

4 この条の規定は、特許の出願又は付与された特許に関する紛争に関連する要求（特許に関する紛争に関連する司法当局の命令を含む。）であつて、許可されていない開示からの締約国の法令又は慣行に基づく保護の対象となるものに影響を及ぼすものと解してはならない。

第十四・十八条 紛争解決

1 マレーシアは、現行の措置については、この協定が同国について効力を生ずる日の後二年間、第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）及び第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）の規定に基づく同国の義務に関する第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。

2 ベトナムは、現行の措置については、この協定が同国について効力を生ずる日の後二年間、第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）、第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく同国の義務に関する第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。